

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 3 日 (金) 第120号の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（薩摩川内市区）における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 39 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和 2 年 7 月 12 日 執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（薩摩川内市区）における選挙運動に関する候補者 1 人当たりの支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

候補者 1 人につき 6,076,800円